



令和 7 年 2 月 21 日
物流・自動車局保障制度参事官室

居宅介護事業所・重度訪問介護事業所の人材確保を支援 ～在宅療養環境整備事業の補助対象事業所の選定～

国土交通省では、自動車事故被害者の方が介護者なき後も安心して生活を送ることのできる環境を整備するため、訪問系介護サービスを行う事業所の新設や開設後に必要となる介護人材確保に係る経費の支援をしています。

一次公募で選定された補助対象事業所78ヶ所に加えて、この度、二次公募における補助対象事業所23ヶ所を選定しました。

1. 選定した補助対象事業所

令和6年11月5日から令和7年1月24日にかけて二次公募を行った結果、訪問系介護サービスを行う事業所23ヶ所（別紙1）を選定しました。

自動車事故により重度後遺障害を負われた方が利用している訪問系介護サービス事業所になります。新たな利用をご検討の際にご参考ください。

2. 本事業の目的

在宅で療養生活を送る自動車事故による重度後遺障害者の介護者が、様々な理由により介護が難しくなる場合（いわゆる「介護者なき後」）に備え、居宅介護や重度訪問介護を提供する事業者に対し、介護人材確保等に係る経費を補助することにより、自動車事故による重度後遺障害者及びそのご家族が安心して生活を送れるよう環境整備を進めることを目的としています。

3. 補助上限額及び対象経費

開設年度：上限300万円

人材雇用費、求人情報発信費、研修等経費

開設次年度以降：上限200万円

賃金改善費、求人情報発信費、研修等経費

なお、概要については別紙2をご参照ください。

4. 参考

一次公募で選定された補助対象事業所78ヶ所

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000658.html

■問い合わせ先

物流・自動車局保障制度参事官室

担当 山本、高島

電話：03-5253-8111(内線41419)、03-5253-8580(直通)